



高齢者の人権を守るとは

齋藤正彦
(東京都立松沢病院)

日本国憲法は国民の基本的人権として、伝統的な自由権、自由権の前提となる社会権、さらには、法の下での平等、参政権、請求権、請願権、裁判を受ける権利など基本的人権を保障するための諸権利を規定する。憲法25条第1項には、すべての日本国民に、健康で文化的な最低限度の生活を保障すると記されており、これが基本的人権の中で最も重要な生存権の保障を意味していると考えられている。ここでは、この生存権の保障を、高齢者の人権を代表する概念として論じる。

従来、通常の医療が、患者の自由な意思に基づき、患者と医療者の準委任契約に基づいて提供されるものであるのに対して、精神医療は、医療サービスを通じて社会権を満たす代償として、患者の自由権、さらには、裁判を受ける権利などの諸権利にも制限を加えうるものと考えられていた。しかしながら、現代の日本社会においては、程度の差こそあれ、心身機能の加齢変化が明らかな80歳台、90歳台の人口増加が、医療全般の有り方を変えつつある。高齢者医療の分野では、医療サービス全体に対して、従来、精神医療にのみ求められたような患者の人権への丁寧な配慮が求められるようになったのである。

憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の実現には、安心できる衣食住に加え、家庭内においても社会においても他者から身体財産を脅かされない安全の保障が必要である。

2000年に導入された介護保険制度は、高齢者介護の社会化を実現するものと言われた。この制度は、家族を高齢者介護から解放するという側面と同時に、家族の有無にかかわらずすべての国民に同質の介護サービスを提供する社会権の保障という側面も持っていた。

介護保健制度の導入はまた、従来、行政措置として提供されてきたサービスを、個人と民間サービスプロバイダーの間の契約によって提供しようという福祉サービスのパラダイムシフトを含んでいた。1999年秋、厚生労働省は、認知機能が十全ではない単身高齢者等の介護保険サービス契約を支援するために、社会福祉協議会が実施主体となる地域福祉権利擁護事業を発足させた(後、日常生活自立支援事業)。一方、法務省は、介護保険制度の発足と同時に民法を改正し、後見、保佐、補助の三類型からなる新しい成年後見制度をスタートさせた。新しい成年後見制度には、自己決定支援やノーマライゼーションの推進が理念として謳われている。これとは別に2006年から施行されている高齢者虐待防止法も高齢者の人権擁護を目的とする制度である。

介護保健制度、新しい成年後見制度の発足から20年あまりが経過した。この講演では、臨床老年精神医学とそれを取り巻く社会の情勢から、私たちが抱える人権問題について考察する。